

本陣等々力家再生・活用事業に関する特定事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和 8 年 1 月 29 日

安曇野市長 中山 栄樹

1. 公共施設等の名称

本陣等々力家

2. 公共施設等の立地

長野県安曇野市穂高 2945 番地 1 他 6 筆

3. 選定事業者の商号又は名称

Good Ancestors 株式会社（長野県安曇野市三郷温 3350 番地）
代表取締役 齊藤 忠政

4. 公共施設等の整備等の内容

宿泊を中心とする複合施設への改修等を行う

5. 契約期間

令和8年1月29日から令和12年3月29日まで

6. 契約金額

金 989,450,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金89,950,000円)

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の特定事業契約書の条項のとおりである。

第10章 リスク、保険及び不可抗力

第40条 (保証)

1. 乙は、本契約と同時に、乙による本契約の債務不履行により生ずる損害金の支払いについて、東日本建設業保証株式会社の保証を付さなければならない。
2. 前項の保証金額は、金 98,945,000 円とする。
3. 第1項の保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。
4. 本契約の契約金額の変更があった場合には、当該変更の額に応じて、甲は第2項の保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。
5. 第1項の保証は、標準約款第54条第3項各号に掲げる者（なお、同項各号の「受注者」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。）による本契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第41条 (保険)

1. 乙は、本事業の実施に関連して発生し得る損害に備えるため、本契約及び関係書類に定

めるところにより、工事期間中及び運営期間中に必要な保険に加入し、これを維持するものとする。

2. 甲は本施設の保有に関する保険に加入し、これを維持するものとする。
3. 乙は、第1項に従い保険契約の締結又は更新を行ったときは、その写しを速やかに甲に提出するものとし、甲は前項の規定に従い保険契約の締結又は更新を行ったときは、その内容を乙に共有する。

第42条（損害の負担）

1. 本事業の実施に関連して発生した損害については、本契約に別段の定めがある場合を除き、当該損害を発生させた当事者がこれを負担するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、不可抗力により発生した損害については、次条の定めるところによる。
3. 第三者の行為に起因して損害が発生した場合には、甲及び乙でその対応を協議するものとする。

第43条（不可抗力）

1. 本契約において「不可抗力」とは、天災地変、戦争、内乱、暴動、感染症の大規模流行、法令の制定又は改廃その他当事者の合理的な支配を超える事由であって、当該事由の発生を予見し、又は回避することができなかつたものをいう。
2. 不可抗力により本業務の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合には、当該当事者は、その責任を負わないものとする。ただし、当該不可抗力による影響を最小限に抑えるために合理的な措置を講ずる義務を免れるものではない。
3. 不可抗力により本事業に重大な影響が生じた場合には、甲乙は、当該影響の内容及び対応方針について誠意をもって協議するものとする。

第11章 契約解除及び終了

第44条（解除の基本原則）

1. 本契約の解除は、本事業の公共目的及び継続性に重大な支障が生じ、是正によっても当

該支障を解消することが困難である場合に限り、最終手段として行われるものとする。

2. 甲及び乙は、本契約の解除に当たっては、解除に至る経緯、是正の有無及び代替手段の検討状況を踏まえ、相互に誠意をもって協議するものとする。

第 45 条（甲による解除）

1. 甲は、乙が本契約に基づく義務に重大に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該違反が是正されない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 乙が破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する法的整理手続の申立てを受け、又は自らこれを申し立てたとき
 - ② 2025.4.1 安曇野市建設工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）第 47 条各号（第 1 号、第 2 号及び第 10 号を除く。）のいずれかに該当するとき（なお、標準約款中、「発注者」とあるのは「甲」と、「受注者」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。）
 - ③ 第 50 条に反して、乙が甲の書面による承諾なく、業務委託料の請求権を第三者に譲渡したとき
 - ④ 乙が甲の書面による承諾を得て業務委託料の請求権を第三者に譲渡した場合において、当該譲渡により得た資金を工事の施工以外に使用したとき
 - ⑤ 乙から甲に解除の申し出があったとき
 - ⑥ 本事業の継続が客観的に不可能となったとき

第 46 条（乙による解除）

1. 乙は、甲が本契約に基づく義務に重大に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該違反が是正されない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 前項に該当する場合のほか、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、本事業の継続が著しく困難となった場合には、乙は、甲と協議のうえ、本契約を解除することができる。

第 47 条 （解除時の措置及び精算）

本契約が解除又は期間満了により終了した場合には、甲及び乙は、解除又は終了の原因、時点及び履行状況を踏まえ、別紙の定めるところにより、未履行业務の取扱い、費用の精算、資産の引継ぎその他必要な措置を行うものとする。

第 12 章 雑則

第 48 条 （損害賠償）

1. 本契約に関連して甲又は乙に損害が生じた場合には、当該損害を発生させた当事者は、自己の責任と負担において、相手方に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、不可抗力による損害については、この限りでない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、甲はこれによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。
 - ① 工期内（甲乙協議のうえで工期を延長した場合には、延長後の工期内）に工事を完成することができないとき
 - ② 本施設に契約不適合があるとき（第 26 条第 2 項の請求が行われた場合に限る。）
 - ③ 本施設の完成後に、第 45 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの事由により本契約が解除されたとき
 - ④ 前各号のほか、債務の本旨に従った履行がされないとき又は債務の履行が不能なとき（不可抗力ほか乙の責めに帰さない事由によるものを除く。）
3. 前項第 3 号の場合並びに本施設の完成前に乙が債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務が履行不能となったときは、前項の損害賠償に代えて、乙は業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
4. 標準約款第 54 条第 3 項各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
5. 第 2 項各号に定めるとき又は第 3 項の履行拒否並びに履行不能が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 2 項及び第 3 項の規定は適用しない。

6. 第2項第1号による場合の損害賠償の請求額は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条に基づき財務大臣が定める率で計算した額とする。
7. 第3項の場合（標準約款第47条第9号及び第11号に掲げる事由に該当し、契約が解除された場合を除く。）においては、第40条第1項の保証による保証金をもって、第3項の違約金に充当することができる。

第49条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約又は本事業に関連して知り得た相手方の技術情報、営業情報その他の非公開情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令に基づき開示を求められた場合又は相手方の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。